

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム関係規約一覧

設置要綱
分科会規程
地球温暖化対策検討分科会運営要領
地域脱炭素推進分科会運営要領
運営委員選出基準※非公開

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、行政、事業者、大学、金融機関等の多様なステークホルダーの連携を深めるとともに、具体的な事業検討・実施の環境を整えることで、さいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ実現に向けた新たな事業の共創を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）における産業部門、業務部門、家庭部門及び運輸部門に関する温室効果ガス削減のための具体的な事業の検討及び実施に関すること。
- (2) 市民の行動変容を促す具体的な事業の検討及び実施並びに市民への普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会は、市及び第2条の目的に賛同する大学、事業者、事業者団体、市民団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターその他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う団体（以下「団体等」という。）からなる会員をもって組織する。

- 2 本会は本会の運営及び進行管理を行う運営委員会及び具体的な事業を検討・実施する分科会で構成される。
- 3 会員の種別は、運営委員会に所属する運営委員及び分科会にのみ所属する分科会員とする。

(運営委員会)

第5条 本会の運営に必要な以下の事項について協議するため、運営委員会を設置する。

- (1) 基本方針の策定
- (2) 分科会の設置
- (3) その他本会の運営に必要な事項

- 2 運営委員会は、市の地球温暖化対策に深く貢献した団体等から委員を選出するものとし、構成委員は別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 運営委員会は、原則として各委員の代表者が出席するものとするが、やむを得ない理由により運営委員会に出席できない場合は、委員内から代理人の出席を認めるものとする。
- 4 運営委員会の開催及び議事進行は、市が行う。

(分科会)

第6条 本会の事業を円滑に実施するため、分科会を設置することができる。

- 2 本会の運営委員は、自らが主体的に運営及び実施する場合に限り、分科会の設置を提案できる。
- 3 分科会は、単独又は複数の運営委員により運営する。
- 4 分科会の活動内容については、適宜事務局及び運営委員会に報告しなければならない。
- 5 その他分科会の設置に関して必要な事項については別に定める。

(運営)

第7条 本会への入会金及び年会費は無料とする。ただし、本会で実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員は、事務局に申し出ることにより任意に退会することができる。

(除外基準)

第9条 第4条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) その他、運営委員会が会員となることを認めない者

(事務局)

第10条 本会の事務局は、市に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営

委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

構成委員
さいたま市
国立大学法人 埼玉大学
学校法人 芝浦工業大学
認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 （埼玉県地球温暖化防止活動推進センター）
特定非営利活動法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会
さいたま商工会議所
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会
株式会社 臼田
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
東京ガス株式会社 埼玉支社
埼玉地中熱エネルギー推進機構
さいたま市環境会議
さいたま市環境保全連絡協議会

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

分科会規程

(主旨)

- 第1条 この規程は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条第5号の規定に基づき、分科会の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 プラットフォームにおける具体的な事業の検討及び実施を目的として以下の分科会を設置し、分科会ごとに以下に掲げる内容を実施する。
- (1) 地球温暖化対策検討分科会
市民への普及啓発及びさいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的事業の検討
 - (2) 地域脱炭素推進分科会
前号の分科会等により具体化され、市のゼロカーボンシティ達成に資すると認められた事業の実施
- 2 地域脱炭素推進分科会については、以下の事業に区分する。
- (1) 脱炭素先行地域事業
市が令和4年4月に国から採択された「脱炭素先行地域づくり事業」に資する事業
 - (2) ゼロカーボンシティ推進事業
前号に掲げる事業以外の事業

(設置期間)

- 第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末までとする。

(活動計画)

- 第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を様式第1号によりプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出する。
- 2 分科会は、前項による活動計画についてプラットフォーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）において報告しなければならない。

(活動成果報告)

- 第5条 分科会は、当該年度末までに、活動成果報告を様式第2号により事務局に提出する。

- 2 分科会は、前項による活動成果報告についてプラットフォーム運営委員会において報告しなければならない。

(会員)

第6条 分科会の参加要件は分科会ごとに以下のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策検討分科会

プラットフォームの趣旨に賛同し、市のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的施策の検討・実施を希望する事業者等

- (2) 地域脱炭素推進分科会

プラットフォーム設立時点において、市の脱炭素先行地域づくり事業において市と共に具体的な事業検討を行っている事業者等又は、市の実施する公募等により市のゼロカーボンシティ達成に資すると認められた事業を行う事業者等

- 2 分科会への参加を希望する事業者等は、様式第3号のプラットフォーム事務局への提出または、その他プラットフォーム事務局が認める方法により、会員登録を行う。
- 3 分科会からの退会を希望する事業者等は、様式第4号をプラットフォーム事務局に提出し、会員登録の抹消を行う。ただし、退会後も第9条の規定を順守すること。
- 4 プラットフォーム事務局は、分科会（分科会の実施するイベント等を含む）への参加が過去1年間認められない会員について、分科会の会員登録を抹消することができる。ただし、特別な事情が認められる場合にはこの限りではない。

(運営)

第7条 分科会を提案した運営委員は、自らの責任において分科会の運営を行うものとする。

- 2 設置要綱第6条第3項の規定により複数の運営委員により運営する場合は、相互に協力して運営を行うものとする。

(費用)

第8条 分科会に要する費用は、分科会を運営する会員間で協議の上決定する。

(秘密保持)

第9条 会員は、分科会活動において知得した他の会員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(活動報告等の取扱い)

第 10 条 分科会の活動計画及び活動報告（以下「活動報告等」という。）は、市ホームページ等に掲載する。

2 前項の規定にかかわらず、活動報告等に技術的な開発成果等公表すべきでない情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と活動報告等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、活動報告等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

活動計画

計画年度	
新規・継続	☐ 新規 ☐ 継続（令和 年度～）
分科会名称	
分科会運営委員	
活動方針	
具体的な事業内容	
期待される効果	

様式第 2 号（第 5 条関係）

活動成果報告

報告年度	
分科会名称	
分科会運営委員	
活動概要	
活動成果	

令和 年 月 日

分科会登録申請書

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォームへの参加を希望するため、分科会規程第6条第2項の規定に基づき申請書を提出します。

事業者名称	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者役職・氏名	役職： 氏名：
連絡先	アドレス： 電話番号：
登録を希望する分科会名称	
脱炭素施策における事業領域（関連企業を除く）	
想定している連携事業等	
分科会への参画理由	

※ 「事業者名称」、「脱炭素施策における事業領域」、「想定している連携事業等」は公表いたします。
※ 分科会登録後、1年以上参加がない場合は登録が抹消される場合がありますのでご注意ください。
※ さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム設置要綱第9条の規定に該当しないことを誓約したものとみなします。

令和 年 月 日

分科会退会申出書

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォームの分科会から退会
を希望するため、分科会規程第 6 条第 3 項の規定に基づき申出書を提出します。

事業者名称	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
担当者役職・氏名	役職： 氏名：
連絡先	アドレス： 電話番号：
退会する分科会名称	
退会を希望する理由	

※ 分科会規程第 9 条の秘密保持に関する規定は脱退後も適用されるため、注意すること。

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

地球温暖化対策検討分科会運営要領

(主旨)

第1条 この要領は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム分科会規程第11条の規定に基づき、地球温暖化対策検討分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本分科会は、市民への普及啓発及びさいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的事業の検討を目的として設置する。

(運営)

第3条 本分科会の運営は、市及び認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉が協力して行う。

(実施内容)

第4条 本分科会は、第2条に掲げる目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 事業の具体化を目的とした会員間のマッチング及び情報共有に関する事業
- (2) 市民への普及啓発を目的とした会員及び市民等の意見交換に関する事業
- (3) その他、本分科会の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、両者協議の上決定する。

附 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

地域脱炭素推進分科会運営要領

(主旨)

第1条 この要領は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム分科会規程第11条の規定に基づき、地域脱炭素推進分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本分科会は、さいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ達成に資する具体的な事業の実施を目的として設置する。

(運営)

第3条 本分科会の運営は、事業の区分に応じて以下のとおりとする。

(1) 脱炭素先行地域事業

市及び東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社が協力して行う。

(2) ゼロカーボンシティ推進事業

市及び東京ガス株式会社埼玉支社が協力して行う。

2 本分科会の全体調整についてはさいたま市が行う。

(実施内容)

第4条 本分科会は、第2条に掲げる目的を達成するため、市が認めた事業について事業の区分ごとに進捗管理を行う。

2 運営委員自らが実施する事業については、責任を持って実施すること。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、事業ごとに協議の上決定する。

附 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。